

被措置児童等虐待事案の状況について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき対応した被措置児童等虐待の状況は、次のとおりです。

令和元年度

1 虐待案件受理の状況

受理件数
7件

2 被措置児童等虐待の状況

該当件数	被害児童性別	
	男子	女子
3件	1名	2名

被害児童年齢階層			
乳幼児	小学生	中学生	高校生
0名	2名	1名	0名

虐待の種類	
身体的	心理
1名	2名

施設種別	
児童養護施設	障害児入所施設
1件	2件

3 県が講じた措置等

県では、被措置児童等虐待が疑われる事案を受理した場合、関係施設等を訪問し、子ども及び職員等からの聴き取り調査を実施。調査結果を児童福祉審議会権利擁護部会に報告。同審議会の意見を踏まえ、3件の事案について虐待該当と判断し、施設等に対して再発防止策の取組みについて指導しました。